



SU20350201

地震保険改定のご案内

2021年1月1日以降を補償開始とする地震保険に対して、以下の改定を行いましたので、ご案内いたします。
 また、2017年1月、2019年1月にも改定を行っておりますので、あわせて内容をご確認くださいませようお願いします。

地震保険は「地震保険に関する法律」に基づいて、政府と民間の損害保険会社が共同で運営している制度であり、今回の改定は各損害保険会社共通のものです。

1

地震保険料の改定

2021年1月改定

2019年1月改定

2017年1月改定

地震保険料を改定しました。改定率は都道府県および建物の構造によって異なりますが、一部を除き保険料は引上げとなります。地震保険の制度を維持するために必要な改定であり、お支払いいただいた地震保険料は必要経費部分を除いたすべての額が積み立てられ、地震災害による保険金の支払いに備えられます。

(注) 地震保険の保険料は「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づき、損害保険料率算出機構が算出した「地震保険基準料率」を使用しています。今回の保険料改定の背景等は損害保険料率算出機構のニュースリリース (https://www.giroj.or.jp/ratemaking/earthquake/201905_news.html) をご確認ください。なお、地震保険料の改定は、2017年1月以降、3段階に分けて行うこととしており、今回は3段階改定のうち3回目の改定です。

◆改定前後の地震保険料例（保険金額 1000 万円、保険期間 1 年、割引適用なしの保険料）

所在地	構造区分	イ構造 (火災保険の構造級別： M、T 構造)		ロ構造 (火災保険の構造級別： H 構造)		ロ構造(経過措置料率) ^{※1} (火災保険の構造級別： H 構造(経過料率))	
		現在の ^{※2} ご契約	改定後	現在の ^{※2} ご契約	改定後	現在の ^{※2} ご契約	改定後
岩手県、秋田県、山形県、栃木県、群馬県、富山県、石川県、福井県、長野県、滋賀県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県		6,500円	7,400円	10,600円	12,300円	8,400円	12,300円
福島県		6,500円	9,700円	13,000円	19,500円	8,400円	12,600円
北海道、青森県、新潟県、岐阜県、京都府、兵庫県、奈良県		8,400円	7,400円	16,500円	12,300円	10,900円	12,300円
宮城県、山梨県、香川県、大分県、宮崎県、沖縄県		8,400円	11,800円	16,500円	21,200円	10,900円	16,300円
愛媛県		11,800円	11,800円	24,400円	21,200円	15,300円	21,200円
大阪府		13,600円	11,800円	24,400円	21,200円	17,600円	21,200円
茨城県		11,800円	17,700円	24,400円	36,600円	15,300円	22,900円
徳島県、高知県		11,800円	17,700円	27,900円	41,800円	15,300円	22,900円
埼玉県		13,600円	20,400円	24,400円	36,600円	17,600円	26,400円
愛知県、三重県、和歌山県		20,200円	11,800円	32,600円	21,200円	26,200円	21,200円
千葉県、東京都、神奈川県、静岡県		20,200円	27,500円	32,600円	42,200円	26,200円	39,300円

※1 経過措置の終了に向けて、本来のロ構造の料率に近づける見直しを行っています。

※2 現在のご契約に適用されている料率で計算した場合の地震保険料です。

2

長期係数の見直し

2021年1月改定

2019年1月改定

近年の金利状況を踏まえ、地震保険期間が2年～5年の整数年・長期一括払の場合の保険料計算に使用する長期係数（保険期間1年の基本料率に乗じる係数）を見直しました。

地震保険期間	2年	3年	4年	5年
現行	1.90	2.75	3.60	4.45
改定後	1.90	2.85	3.75	4.65

3

補償内容の改定(損害区分の細分化)

2017年1月改定

地震保険の損害の程度の区分（以下、「損害区分」といいます。）を定めている「地震保険に関する法律施行令」の改正により、これまでの損害区分の「半損」を「大半損」と「小半損」に2分割しました。

現行（3区分）		→	改定後（4区分）	
損害の程度	お支払する保険金		損害の程度	お支払する保険金
全損	地震保険金額の100% （時価額が限度）		全損	地震保険金額の100% （時価額が限度）
半損※1	地震保険金額の50% （時価額の50%が限度）		大半損※1	地震保険金額の60% （時価額の60%が限度）
			小半損※1	地震保険金額の30% （時価額の30%が限度）
一部損	地震保険金額の5% （時価額の5%が限度）		一部損	地震保険金額の5% （時価額の5%が限度）

※1 損害の程度の認定基準は下記のとおりです。（「全損」「一部損」の認定基準には変更ありません。）

損害の程度		建物（①または②）	家財
現行	半損	①主要構造部※2の損害額が時価額の20%以上50%未満 ②焼失、流失した部分の床面積が延床面積の20%以上70%未満	損害額が時価額の30%以上80%未満
改定後	大半損	①主要構造部※2の損害額が時価額の40%以上50%未満 ②焼失、流失した部分の床面積が延床面積の50%以上70%未満	損害額が時価額の60%以上80%未満
	小半損	①主要構造部※2の損害額が時価額の20%以上40%未満 ②焼失、流失した部分の床面積が延床面積の20%以上50%未満	損害額が時価額の30%以上60%未満

※2 軸組、基礎、屋根、外壁等をいいます。

4

割引確認資料の対象範囲拡大について

2019年1月改定

2017年1月改定

地震保険の割引制度をご利用いただきやすくなるため、割引を適用する際の確認資料の範囲を拡大しました。割引の適用条件を満たすことが確認できる所定の確認資料の写しをご提出いただきますと、地震保険割引を適用することができます。現在、地震保険の割引を適用していない場合または既に地震保険割引を適用している場合でも、ご継続後の地震保険契約から、新たに割引を適用することや割引率を拡大することができる可能性があります。

詳しくは、こちらのURL (<https://www.ins-saison.co.jp/information/017.html>) より「地震保険改定のご案内(PDF)」をご確認ください。

こちらからも
ご確認
いただけます。

2019年
1月改定



2017年
1月改定



お問い合わせ先

ご継続・異動受付センター

通話料
無料 **0120-153-028**

9:00~17:30 / 土・日・祝日も営業（年末年始を除く）

セゾン自動車火災保険株式会社

本社 〒170-6068 東京都豊島区東池袋3-1-1
サンシャイン60

ホームページ <https://www.ins-saison.co.jp>